

木更津市告示第 140 号

木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略等（以下「総合戦略等」という。）の策定に関し必要な事項を協議及び検討するとともに、素案の策定等を行うことを目的として、木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定会議（以下「総合戦略策定会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 総合戦略策定会議は、総務部次長、企画部次長、財務部次長、市民部次長、福祉部次長、環境部次長、経済部次長、都市整備部次長、消防本部次長、教育部次長及び水道部次長をもって構成する。

(議長及び副議長)

第3条 総合戦略策定会議に議長及び副議長を置く。

2 議長は企画部次長を、副議長は財務部次長をもって充てる。

3 議長は、総合戦略策定会議を代表し、総合戦略策定会議の事務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 総合戦略策定会議は、議長が必要があると認めるときに随時招集する。

(所掌事務)

第5条 総合戦略策定会議は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画の素案策定等に関する事項
- (2) 計画策定に係る協議及び検討に関する事項
- (3) その他計画の策定のために必要な事項

(ワーキンググループの設置)

第6条 総合戦略策定会議は、専門的事項に関する協議又は検討をするため、必要に応じて、関係課等の長で構成するワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議、検討の結果報告)

第7条 議長は総合戦略会議又は政策調整会議に、総合戦略策定会議における協議又は検討の結果を報告するものとする。

(庶務)

第8条 総合戦略策定会議の庶務は、企画部企画課においてこれを行う。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、総合戦略策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。